

②

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
3丁目5番24号

「日本年金機構等を装った不審な電話等」にご注意ください

○これらを発端に個人情報や金銭を詐取される場合があります。

○不審な電話等があった場合は、ねんきんダイヤルや年金事務所にお問い合わせください。

お願い

開封前にもう一度あて名をご確認ください

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

裏面の①、表面の②の順にゆっくりていねいに開いてください。はがきが濡れている場合は、十分に乾かしてから開いてください。

年金振込通知書

(振込予定日)

令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類

年金

振込先

基礎年金番号

年金コード

※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。

※2 令和8年4月までの記載がない方は、支払額等の変更が予定されている方です。

※3 介護保険料等の額は市区町村からの依頼に基づく金額を記載しています。

詳細については、下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

年金振込通知書にかかる注意事項等

振込予定日

振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

●各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。

●特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」をお送りします。

●上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

年金から特別徴収する保険料等

●日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。

●国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

⚠ 年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、働きながら年金を受け取る場合などの条件に応じた年金見込額の試算等ができます。
- ねんきんネットとマイナポータルを連携することにより、扶養親族等申告書や受取機関変更届等の提出ができます。

《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- ご自身の新たな記録が見つかり、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

ねんきんネット 検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

二次元
コード

通知書に関するお問い合わせ

Ⅰ 相談チャット等でのお問い合わせ

- 通知書に関するよくあるお問い合わせは、24時間いつでも自動で、すばやくお答えする「改定／振込通知書相談チャット」をご利用ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

二次元
コード

- 年金に関する一般的なお問い合わせは、日本年金機構ホームページの「年金Q&A」をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

二次元
コード

Ⅱ ねんきんダイヤル



0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話でおかけになる場合は、

(東京) 03-6700-1165

受付
時間

月曜日※1 8：30～19：00
火～金曜日 8：30～17：15
第2土曜日※2 9：30～16：00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12／29～1／3はご利用いただけません。

令和7年度税制改正について

- 課税対象となる老齢年金を受け取られている方は、基礎控除額の引上げにより、令和7年分の所得税額の見直しが行われます。
- この見直しにより、既に源泉徴収された税額に過納額が生じる場合には、令和7年12月の年金支払時にその過納額を還付します。
- 令和7年12月の年金支払に関する詳細はねんきんダイヤルへお問い合わせください。また、税制改正の内容の詳細は、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

改正戸籍法の施行について（フリガナの記載）

- 令和7年5月以降、市区町村から戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が送付されます（送付時期等は本籍地の市区町村にお問い合わせください）。
- 戸籍の振り仮名を変更する場合は、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要な場合があります。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、「氏名変更のお知らせ」（口座名義のご案内）をお送りします。

郵便はがき

年金生活者支援給付金に関するお知らせ

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の方は「年金生活者支援給付金」を受け取ることができます。所得等の要件により1度不該当となった方でも、「世帯構成の変更」や「所得額の更正」等により支給要件に該当した場合は、改めて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができます。

音声コード

※左のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

